

四半期報告書

(第80期第1四半期)

東京都港区新橋五丁目36番11号

FDK株式会社

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

| | |
|---------------------------|----|
| 【表紙】 | 1 |
| 第一部 【企業情報】 | 2 |
| 第1 【企業の概況】 | 2 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 2 |
| 2 【事業の内容】 | 3 |
| 3 【関係会社の状況】 | 3 |
| 4 【従業員の状況】 | 3 |
| 第2 【事業の状況】 | 4 |
| 1 【生産、受注及び販売の状況】 | 4 |
| 2 【経営上の重要な契約等】 | 5 |
| 3 【財政状態及び経営成績の分析】 | 5 |
| 第3 【設備の状況】 | 8 |
| 第4 【提出会社の状況】 | 9 |
| 1 【株式等の状況】 | 9 |
| 2 【株価の推移】 | 12 |
| 3 【役員の状況】 | 12 |
| 第5 【経理の状況】 | 13 |
| 1 【四半期連結財務諸表】 | 14 |
| 2 【その他】 | 27 |
| 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 | 28 |

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月8日

【四半期会計期間】 第80期第1四半期
(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 FDK株式会社

【英訳名】 FDK CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 杉本俊春

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋五丁目36番11号

【電話番号】 03(3434)1271(代表)

【事務連絡者氏名】 コーポレート本部副本部長
財務経理部長 辻井浩二

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋五丁目36番11号

【電話番号】 03(3434)1271(代表)

【事務連絡者氏名】 コーポレート本部副本部長
財務経理部長 辻井浩二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

| 回次 | 第80期 第1四半期連結 累計(会計)期間 | 第79期 |
|---------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日 | 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日 |
| 売上高 (百万円) | 22,468 | 113,668 |
| 経常損失(△) (百万円) | △150 | △2,340 |
| 四半期(当期)純損失(△) (百万円) | △343 | △3,105 |
| 純資産額 (百万円) | 3,788 | 2,571 |
| 総資産額 (百万円) | 67,955 | 65,272 |
| 1株当たり純資産額 (円) | △60.92 | △66.22 |
| 1株当たり四半期 (当期)純損失(△) (円) | △2.69 | △24.28 |
| 潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円) | — | — |
| 自己資本比率 (%) | 4.7 | 3.9 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 361 | 990 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (百万円) | △439 | △2,708 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 1,103 | 2,083 |
| 現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円) | 8,691 | 7,217 |
| 従業員数 (名) | 11,751 | 12,252 |

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については四半期(当期)純損失であるため記載していません。

3 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における、重要な関係会社の異動は以下のとおりです。

(1) 新規

当社のモジュールシステム事業製造部門を会社分割し、以下の会社を設立し関係会社といたしました。

| | | |
|--------------------|------------------------|----------------------|
| (名称) | FDKモジュールシステムテクノロジー株式会社 | |
| (住所) | 東京都港区 | |
| (資本金) | 100百万円 | |
| (主要な事業の内容) | 電子事業 | |
| (議決権に対する提出会社の所有割合) | 100.0% | |
| (関係内容) | (役員の兼任等) | 有 |
| | (営業上の取引) | 当社の電子製品の製造を行なっております。 |

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

| | |
|---------|--------|
| 従業員数(名) | 11,751 |
|---------|--------|

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

| | |
|---------|-----|
| 従業員数(名) | 957 |
|---------|-----|

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数が当第1四半期会計期間において384名減少しておりますが、主として当社のモジュールシステム事業製造部門を会社分割したことによる減少であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 生産高(百万円) |
|----------------|----------|
| 電子事業 | 17,100 |
| 電池事業 | 5,957 |
| 合計 | 23,057 |

(注) 金額は販売価格によっており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 受注高(百万円) | 受注残高(百万円) |
|----------------|----------|-----------|
| 電子事業 | 16,364 | 6,658 |
| 電池事業 | 6,633 | 3,008 |
| 合計 | 22,997 | 9,666 |

(注) 金額は販売価格によっており、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 販売高(百万円) |
|----------------|----------|
| 電子事業 | 16,463 |
| 電池事業 | 6,005 |
| 合計 | 22,468 |

(注) 1 金額は販売価格によっており、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先 | 当第1四半期連結会計期間 | |
|--------------------------|--------------|-------|
| | 販売高(百万円) | 割合(%) |
| AU OPTRONICS CORPORATION | 5,661 | 25.2 |

2 【経営上重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在（平成20年8月8日）において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間における当社グループの売上高につきましては、前連結会計年度第4四半期ごろから急激に落ち込んだ液晶関連製品の売上が当第1四半期連結会計期間にはいっても止まらず、当社グループにとって厳しい市場環境となりました。そのようななかで、液晶関連製品の委託加工を行なっていた台湾子会社の事業所閉鎖などを実行したことなどにより、売上高は224億68百万円となりました。

損益面につきましては、当社独自の素材技術に立脚した付加価値の高い製品へのシフトと海外の生産拠点を含めた生産革新運動を強力に推進した結果、前第1四半期連結会計期間に比べ改善しましたものの、売上高減少の影響が大きく、営業損失は2億41百万円、経常損失は1億50百万円となりました。四半期純損失は、子会社の固定資産売却による譲渡益84百万円を特別利益として、たな卸資産の評価損79百万円を特別損失として計上したことなどにより3億43百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。

①電子事業

積層チップパワーインダクタは、携帯電話を中心とした搭載機種の増加により前第1四半期連結会計期間を上回りました。コイルデバイスは、電源向けおよび国内の液晶テレビ向けが伸長し前第1四半期連結会計期間を上回りました。光通信用部品は、海底ケーブル向けなどが伸長した結果、前第1四半期連結会計期間を上回りました。

液晶ディスプレイ用信号処理モジュールは、製品価格の下落に加え、委託加工製品の生産終了などの影響により前第1四半期連結会計期間を下回りました。液晶テレビ向けの液晶バックライト用インバータモジュールは、液晶パネルメーカーの戦略転換による内部調達拡大の影響を受け、前第1四半期連結会計期間を下回りました。

その結果、当事業全体の売上高は164億63百万円、営業損失は4億70百万円となりました。

②電池事業

電池事業においては、原材料価格の高騰が依然として続いており、今後の事業運営に大きな影響が見込まれることから本年7月よりアルカリ乾電池等の価格改定の実施を決定いたしました。当事業の売上につきましては、リチウム電池が前第1四半期連結会計期間を若干下回りましたものの、アルカリ乾電池が海外市場向けにおいて伸長し、前第1四半期連結会計期間を上回りました。

その結果、当事業全体の売上高は60億5百万円、営業利益は2億28百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

①日本

日本においては、積層チップパワーインダクタおよびコイルデバイスなどが伸長いたしましたが、液晶バックライト用インバータモジュールなどの減少により、売上高は141億90百万円、営業損失は4億54百万円となりました。

②アジア

アジアにおいては、液晶ディスプレイ用信号処理モジュールの大幅な受注減少はありましたが、モータおよび光通信用部品などが伸長し、売上高は150億50百万円、営業利益は3億14百万円となりました。

③北米

北米においては、スイッチング電源は大幅に減少いたしましたが、光通信用部品が海底ケーブル向けなどで堅調に推移し、売上高は3億85百万円、営業利益は8百万円となりました。

④欧州

欧州においては、アルカリ乾電池などの販売が堅調に推移し、売上高は6億17百万円、営業損失は19百万円となりました。

なお、上記の所在地別の金額には、セグメント間の内部取引金額が含まれております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ26億82百万円（4.1%）増の679億55百万円となりました。流動資産は前連結会計年度末に比べ12億42百万円（2.9%）増の433億58百万円、固定資産は前連結会計年度末に比べ14億40百万円（6.2%）増の245億96百万円となりました。

流動資産増加の主な要因は、現金及び預金が14億78百万円増加したことによるものです。固定資産増加の主な要因は、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理の変更などにより有形固定資産が13億28百万円増加したことによるものです。

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ14億66百万円（2.3%）増の641億67百万円となりました。流動負債は前連結会計年度末に比べ4億41百万円（0.8%）増の567億6百万円、固定負債は前連結会計年度末に比べ10億24百万円（15.9%）増の74億60百万円となりました。

流動負債増加の主な要因は、支払手形及び買掛金が5億95百万円減少しましたが、短期借入金（1年内返済長期借入金含む）が9億70百万円増加し、加えてリース債務を3億28百万円計上したことによるものです。固定負債増加の主な要因は、リース債務を9億12百万円計上したことによるものです。

なお、有利子負債残高（短期借入金および長期借入金）は、前連結会計年度末に比べ9億47百万円増の327億78百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ12億16百万円（47.3%）増の37億88百万円となりました。純資産増加の主な要因は、四半期純損失の計上により利益剰余金が3億43百万円減少しましたが、為替換算調整勘定が10億19百万円および少数株主持分が5億38百万円とそれぞれ増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入債務の減少による現金及び現金同等物（以下「資金」という）の減少がありましたが、減価償却費や売上債権の減少などによる資金の増加により3億61百万円の資金増加となりました。

当第1四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出などにより4億39百万円の資金減少となりました。

当第1四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の増加などにより11億3百万円の資金増加となりました。

これらの結果、現金および現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高は、期首残高より14億74百万円増加し、86億91百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は252百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 510,000,000 |
| 優先株式 | 30,000,000 |
| 計 | 540,000,000 |

② 【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成20年8月8日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|---------|--|--------------------------------|------------------------------------|-----|
| 普通株式 | 128,075,884 | 128,075,884 | 東京証券取引所 (市場第一部) | — |
| 第1回優先株式 | 10,000,000 | 10,000,000 | — | (注) |
| 第2回優先株式 | 17,500,000 | 17,500,000 | — | (注) |
| 計 | 155,575,884 | 155,575,884 | — | — |

(注) 第1回および第2回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金の額

1株当たりの優先配当金の額は、平成19年3月31日に終了する事業年度までは無配とする。平成19年4月1日から開始する事業年度以降は、次回年率修正日(以下に定義される。)の前日までの各事業年度について、発行価額相当額(400円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とする。優先配当金の額は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果が12円を超える場合は、優先配当金の額は12円とする。

配当年率=日本円TIBOR(6ヶ月物)+0.75%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。「年率修正日」は、平成20年4月1日以降平成26年3月31日までの毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は、前営業日を年率修正日とする。「日本円TIBOR(6ヶ月物)」は、平成19年4月1日または各年率修正日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)およびその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日の2時点(以下「優先配当決定基準日」という。)において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとし、優先配当決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、当該平均値の算出にあたっては、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いる。

② 優先中間配当金

なし

③ 累積条項

非累積型

④ 参加条項

非参加型

- (2) 残余財産の分配
普通株式に先立ち、1株につき400円を支払う。それ以外の残余財産の分配は行なわない。
- (3) 議決権
議決権を有しない。
- (4) 買受及び消却
平成19年4月1日以降、いつでも優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。
- (5) 償還請求権
平成21年から平成25年までの毎年7月1日以降7月31日までの間(以下「償還請求期間」という。)において、当該請求がなされた事業年度の前事業年度における配当可能利益の2分の1の額を限度として、その保有する優先株式の一部または全部の償還を請求することができる。償還請求期間満了の日から1ヶ月以内に償還手続を終了させるものとし、償還の対価として優先株式1株につき発行価額相当額(400円)を支払うものとする。なお、償還請求の総額が、上記の償還のための限度額を超える場合は、各償還請求額の割合に応じ、これを償還する。
- (6) 転換予約権
- ① 転換請求期間 平成19年4月1日から平成26年3月31日
 - ② 転換の条件
- イ 転換価額
転換価額は、転換請求期間到来後、転換請求により転換の効力が発生した日(以下「転換請求日」という。)において、次のうちいずれか高い方の価額とする。
- 1 180円(以下「下限転換価額」という。)
 - 2 転換請求日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く)。(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)ただし、上限は第1回優先株式においては500円とし、第2回優先株式においては400円(以下「上限転換価額」という。)とする。
- ロ 転換価額の調整
- 1 優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。
- $$\text{調整後} = \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$
- (a) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - (b) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合は、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
 - (c) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換できる証券を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券の発行日に、また募集のための株主割当日がある場合はその日の終りに、発行される証券の総額が転換されたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降、これを適用する。
 - (d) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式の新株を引受ける権利を付与された証券を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券の発行日に、また募集のための株主割当日がある場合はその終りに、その証券に付与された普通株式の新株を引受ける権利の全部が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降、これを適用する。
- 2 前記1に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
 - 3 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済の普通株式数とする。

- 4 転換価額調整式に使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、前記1(b)ただし書に示される株式の分割を行なう場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- 5 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

ハ 転換により発行すべき普通株式数

転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額総額}}{\text{普通株式数}} \quad \text{転換価額}$$

発行すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

ニ 転換により発行する株式の内容

普通株式とする。

ホ 転換請求受付場所 中央三井信託銀行株式会社 本店

ヘ 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および優先株券が前記ホに記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(7) 普通株式への一斉転換

転換請求期間に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、優先株式の1株の発行価額相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の数値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、当該平均値が上限転換価額を上回るときは、優先株式の1株の発行価額相当額を当該上限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。また、下限転換価額を下回るときは、本優先株式の1株の発行価額相当額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは商法に定める一株に満たない端数に関する処理に準じてこれを取扱う。

(8) 新株引受権等

① 優先株式について株式の併合または分割は行なわない。

② 優先株主に対して、新株の引受権または新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(9) 期中転換または一斉転換があった場合の取扱い

優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金については、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成20年6月30日 | — | 155,575 | — | 22,756 | — | 17,135 |

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------------------|----------|---|
| 無議決権株式 | 優先株式 27,500,000 | — | 優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記に記載しております。 |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 156,000 | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 127,355,000 | 127,355 | — |
| 単元未満株式 | 普通株式 564,884 | — | — |
| 発行済株式総数 | 155,575,884 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 127,355 | — |

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が27,000株(議決権27個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式824株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数の 合計 (株) | 発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%) |
|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|
| (自己保有株式) FDK株式会社 | 東京都港区新橋五丁目36番 11号 | 156,000 | — | 156,000 | 0.10 |
| 計 | — | 156,000 | — | 156,000 | 0.10 |

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。なお、当該株式は上記「①[発行済株式]」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成20年 4月 | 5月 | 6月 |
|-------|-------------|-----|-----|
| 最高(円) | 139 | 146 | 300 |
| 最低(円) | 114 | 116 | 141 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場であります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|---------------|-------------------------------|--|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 8,705 | 7,227 |
| 受取手形及び売掛金 | 25,460 | 25,717 |
| 商品及び製品 | 3,061 | 2,698 |
| 仕掛品 | 1,329 | 1,359 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,500 | 2,073 |
| 繰延税金資産 | 94 | 142 |
| その他 | 2,233 | 2,923 |
| 貸倒引当金 | △27 | △26 |
| 流動資産合計 | 43,358 | 42,116 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物（純額） | 7,345 | 7,448 |
| 機械装置及び運搬具（純額） | 6,594 | 6,449 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 1,766 | 1,786 |
| 土地 | 4,287 | 4,265 |
| リース資産（純額） | 1,240 | — |
| 建設仮勘定 | 283 | 241 |
| 有形固定資産合計 | ※1 21,518 | ※1 20,190 |
| 無形固定資産 | 585 | 569 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 250 | 245 |
| 長期貸付金 | 5 | 6 |
| 繰延税金資産 | 45 | 60 |
| その他 | 2,252 | 2,144 |
| 貸倒引当金 | △60 | △60 |
| 投資その他の資産合計 | 2,493 | 2,396 |
| 固定資産合計 | 24,596 | 23,156 |
| 資産合計 | 67,955 | 65,272 |

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末
(平成20年6月30日)前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成20年3月31日)

| 負債の部 | | | |
|---------------|---------|---------|--|
| 流動負債 | | | |
| 支払手形及び買掛金 | 19,096 | 19,692 | |
| 短期借入金 | 31,664 | 30,809 | |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 680 | 564 | |
| 未払金 | 2,157 | 1,713 | |
| 未払法人税等 | 131 | 221 | |
| リース債務 | 328 | — | |
| その他 | 2,648 | 3,264 | |
| 流動負債合計 | 56,706 | 56,265 | |
| 固定負債 | | | |
| 長期借入金 | 434 | 456 | |
| 退職給付引当金 | 5,958 | 5,821 | |
| 役員退職慰労引当金 | — | 98 | |
| 繰延税金負債 | 6 | 4 | |
| リース債務 | 912 | — | |
| その他 | 148 | 54 | |
| 固定負債合計 | 7,460 | 6,435 | |
| 負債合計 | 64,167 | 62,701 | |
| 純資産の部 | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | 22,756 | 22,756 | |
| 資本剰余金 | 17,167 | 17,167 | |
| 利益剰余金 | △36,464 | △36,121 | |
| 自己株式 | △31 | △31 | |
| 株主資本合計 | 3,427 | 3,771 | |
| 評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | 8 | 6 | |
| 繰延ヘッジ損益 | △0 | △0 | |
| 為替換算調整勘定 | △228 | △1,248 | |
| 評価・換算差額等合計 | △220 | △1,242 | |
| 少数株主持分 | 580 | 42 | |
| 純資産合計 | 3,788 | 2,571 | |
| 負債純資産合計 | 67,955 | 65,272 | |

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) | |
|---|----------|
| 売上高 | 22,468 |
| 売上原価 | 20,122 |
| 売上総利益 | 2,346 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 2,587 |
| 営業損失(△) | △241 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 14 |
| 為替差益 | 521 |
| 受取賃貸料 | 9 |
| その他 | 91 |
| 営業外収益合計 | 636 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 135 |
| 固定資産除却損 | 6 |
| 退職給付会計基準変更時差異の処理額 | 319 |
| その他 | 83 |
| 営業外費用合計 | 545 |
| 経常損失(△) | △150 |
| 特別利益 | |
| 固定資産売却益 | ※2 84 |
| 特別利益合計 | 84 |
| 特別損失 | |
| たな卸資産評価損 | 79 |
| 特別損失合計 | 79 |
| 税金等調整前四半期純損失(△) | △145 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 101 |
| 法人税等調整額 | 80 |
| 法人税等合計 | 181 |
| 少数株主利益 | 16 |
| 四半期純損失(△) | △343 |

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) | |
|---|--------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前四半期純損失（△） | △145 |
| 減価償却費 | 852 |
| 退職給付引当金の増減額（△は減少） | 137 |
| 貸倒引当金の増減額（△は減少） | △0 |
| 受取利息及び受取配当金 | △20 |
| 支払利息 | 135 |
| 為替差損益（△は益） | △58 |
| 持分法による投資損益（△は益） | 8 |
| 有形固定資産売却損益（△は益） | △78 |
| 固定資産除却損 | 6 |
| 売上債権の増減額（△は増加） | 1,538 |
| たな卸資産の増減額（△は増加） | △547 |
| 仕入債務の増減額（△は減少） | △1,896 |
| 未払費用の増減額（△は減少） | △583 |
| その他 | 1,240 |
| 小計 | 589 |
| 利息及び配当金の受取額 | 20 |
| 利息の支払額 | △87 |
| 法人税等の支払額 | △160 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 361 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 定期預金の預入による支出 | △3 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △658 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 231 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △5 |
| 投資有価証券の取得による支出 | △1 |
| その他 | △1 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △439 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 短期借入金の純増減額（△は減少） | 1,233 |
| 長期借入金の返済による支出 | △39 |
| 自己株式の取得による支出 | △0 |
| 少数株主への配当金の支払額 | △3 |
| ファイナンス・リース債務の返済による支出 | △85 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 1,103 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 449 |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | 1,474 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 7,217 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | ※ 8,691 |

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| |
|---|
| <p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p> |
| <p>1 連結の範囲の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間から、新たに設立したFDKモジュールシステムテクノロジー㈱を連結の範囲に含めております。</p> |
| <p>2 会計処理の原則及び手続の変更</p> <p>(1) たな卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業損失および経常損失が46百万円、税金等調整前四半期純損失が125百万円それぞれ増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> |
| <p>(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行なっております。</p> <p>これにより、損益に与える影響は軽微であります。</p> |

| |
|---|
| 当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) |
| <p>(3) リース取引に関する会計基準等の適用</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。</p> <p>また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における未経過リース料残高を取得価額として取得したものとしてリース資産を計上する方法によっております。</p> <p>これにより、損益に与える影響はありません。</p> |
| <p>(4) (追加情報)</p> <p>役員退職給与引当金</p> <p>従来、役員の退職金の支出に備えるため、役員退職金規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上しておりましたが、平成20年6月27日開催の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、当該総会までの在任期間に応する役員退職金を打ち切り支給(支給時期は、各役員の退任時)することとしたため、「役員退職給与引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額の未払い分(86百万円)については、固定負債の「その他」に含めて計上しております。</p> |

【簡便な会計処理】

| | |
|---|---|
| 当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) | |
| 1 一般債権の貸倒引当金の算定方法 | 当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒引当金を算定しております。 |
| 2 たな卸資産の評価方法 | 当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 |
| 3 原価差異の配賦方法 | 予定価格等を適用しているために原価差異が生じた場合、当該原価差異のたな卸資産と売上原価への配賦を年度決算と比較して簡便的に事業の種類別セグメント区分により実施する方法によっております。 |
| 4 固定資産の減価償却費の算定方法 | 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。 |
| 5 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 | 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、および一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。 |

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|---|---|
| ※1 有形固定資産の減価償却累計額は44,913百万円であります。 | ※1 有形固定資産の減価償却累計額は43,790百万円であります。 |
| 2 保証債務 従業員の金融機関からの借入に対し、債務保証を行なっております。 従業員 311百万円 | 2 保証債務 従業員の金融機関からの借入に対し、債務保証を行なっております。 従業員 328百万円 |

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) |
|--|
| ※1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は以下のとおりであります。 <u>勘定科目</u> 運送費・梱包費 283百万円 従業員給料・諸手当 954百万円 退職給付費用 55百万円 研究開発費 252百万円 |
| ※2 固定資産売却益 連結子会社であるFDK LANKA (PVT) LTD.において、第二工場の建物及び構築物・附帯設備等の譲渡を行なったものであります。 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) |
|--|
| ※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 <u>現金及び預金勘定</u> 8,705百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △14百万円 <u>現金及び現金同等物</u> 8,691百万円 |

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当第1四半期 連結会計期間末 |
|------------|-------------------|
| 普通株式(株) | 128,075,884 |
| 第1回優先株式(株) | 10,000,000 |
| 第2回優先株式(株) | 17,500,000 |
| 計(株) | 155,575,884 |

2 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当第1四半期 連結会計期間末 |
|---------|-------------------|
| 普通株式(株) | 158,481 |

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

| | 電子事業 (百万円) | 電池事業 (百万円) | 計(百万円) | 消去又は 全社(百万円) | 連結(百万円) |
|---------------------------|---------------|---------------|--------|-----------------|---------|
| 売上高 | | | | | |
| (1) 外部顧客に 対する売上高 | 16,463 | 6,005 | 22,468 | — | 22,468 |
| (2) セグメント間の内部 売上高又は振替高 | — | — | — | (—) | — |
| 計 | 16,463 | 6,005 | 22,468 | (—) | 22,468 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △470 | 228 | △241 | (—) | △241 |

(注) 1 事業区分の方法

当社グループの事業区分は、セットメーカーへの納入が主体である電子事業と最終消費者向けの消費財の販売が主体である電池事業にセグメンテーションしております。

2 各事業区分の主要製品

| 事業区分 | 主要製品 |
|------|--|
| 電子事業 | 液晶ディスプレイ用信号処理モジュール、スイッチング電源、コイルデバイス、積層チップパワーインダクタ、トナー、光通信用部品、高周波積層部品、モータ |
| 電池事業 | アルカリ乾電池、マンガン乾電池、リチウム電池、各種強力ライト、乾電池製造設備 |

3 会計処理方法の変更

(1) たな卸資産の評価に関する会計基準の適用

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 4 会計処理の原則及び手続の変更 (1) たな卸資産の評価に関する会計基準の適用」に記載のとおり、当社および連結子会社は、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。これにより「電子事業」の営業損失が32百万円増加し、「電池事業」の営業利益が13百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

| | 日本 (百万円) | アジア (百万円) | 北米 (百万円) | 欧州 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|---------------------------|-------------|--------------|-------------|-------------|------------|---------------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に 対する売上高 | 11,487 | 9,994 | 385 | 601 | 22,468 | — | 22,468 |
| (2) セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 2,702 | 5,056 | — | 16 | 7,775 | (7,775) | — |
| 計 | 14,190 | 15,050 | 385 | 617 | 30,244 | (7,775) | 22,468 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △454 | 314 | 8 | △19 | △151 | (89) | △241 |

(注) 1 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2 各区分に属する国又は地域

(1) アジア ···· 中国、台湾、シンガポール、インドネシア、スリランカ、タイ

(2) 北米 ···· 米国

(3) 欧州 ···· ドイツ

3 会計処理方法の変更

(1) たな卸資産の評価に関する会計基準の適用

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 4 会計処理の原則及び手続
の変更 (1)たな卸資産の評価に関する会計基準の適用」に記載のとおり、当社および連結子会社
は、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第
9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低
下による簿価切下げの方法)に変更しております。これにより「日本」の営業損失が46百万円増加して
おります。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

| | アジア | 北米 | その他の地域 | 合計 |
|------------------------------|--------|-------|--------|--------|
| I 海外売上高(百万円) | 10,861 | 1,050 | 997 | 12,909 |
| II 連結売上高(百万円) | | | | 22,468 |
| III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%) | 48.4 | 4.7 | 4.4 | 57.5 |

(注) 1 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア ···· 中国、台湾、シンガポール、タイ、マレーシア他

(2) 北米 ···· 米国他

(3) その他の地域 ···· 英国、ドイツ、フランス他

2 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

| 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|-------------------------------|--------------------------|
| △60.92円 | △66.22円 |

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

| 項目 | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|------------------------------|-------------------------------|--------------------------|
| 連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円) | 3,788 | 2,571 |
| 普通株式に係る純資産額(百万円) | △7,792 | △8,471 |
| 差額の主な内訳 | | |
| 優先株式の発行価額(百万円) | 11,000 | 11,000 |
| 少数株主持分(百万円) | 580 | 42 |
| 普通株式の発行済株式数(株) | 128,075,884 | 128,075,884 |
| 普通株式の自己株式数(株) | 158,481 | 156,824 |
| 1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株) | 127,917,403 | 127,919,060 |

2 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益

第1四半期連結累計期間

| | |
|---|-------|
| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) | |
| 1 株当たり四半期純損失 | 2.69円 |

なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純損失の算定上の基礎

| 項目 | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) |
|-------------------------|---|
| 四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円) | 343 |
| 普通株式に係る四半期純損失(百万円) | 343 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(百万円) | 該当事項はありません。 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 127,918,231 |

(重要な後発事象)

| |
|---|
| <p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p> |
| <p>平成20年7月31日付で、当社とミネベア株式会社との間において、当社グループの営むステッピングモータ事業の譲渡に関する基本合意書を締結いたしました。なお、平成20年10月下旬の最終合意に向けて両社間で協議を進めております。</p> |
| <p>(1)事業譲渡の目的 ステッピングモータ事業の一層の発展を図るため</p> |
| <p>(2)譲渡先の名称 ミネベア株式会社</p> |
| <p>(3)譲渡する事業の概要 ①譲渡事業の内容 当社の子会社である株式会社FDKメカトロニクス、 FDK(THAILAND)CO.,LTD. およびXIAMEN FDK CORPORATION において営まれているステッピングモータ事業</p> |
| <p>②譲渡事業の規模 連結売上高 7,323百万円（平成20年3月期実績）</p> |
| <p>③譲渡する資産・負債の額、譲渡の時期および譲渡価額 今後の両社協議に基づき決定いたします。</p> |
| <p>(4)連結業績に与える影響 当該事業の譲渡価額等が今後の協議に基づき決定される ため、現時点では不明であります。</p> |

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

F D K株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 真志印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 唐澤 洋印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 向川政序印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているF D K株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、F D K株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月8日

【会社名】 FDK株式会社

【英訳名】 FDK CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 杉本俊春

【最高財務責任者の役職氏名】 コーポレート本部長
執行役員常務 川崎健司

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋五丁目36番11号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長杉本俊春及び当社最高財務責任者川崎健司は、当社の第80期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。